

令和4年12月 第10回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和4年 12月 26日 (月)				
開催場所		小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 35 分 小川町農業委員会会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2 時 07 分 小川町農業委員会会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	⑤	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	⑥	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	13名		欠席委員	1名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
			新井 實一			
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

## 議案日程

### 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度12月第10回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号4番「田中正之」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。

本来であれば申請番号ごとに、それぞれご審議いただいておりますが、今回の場合、申請番号1番と申請番号2番は関連案件でございますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

続きまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について土地の売買契約書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、既に支払い済みですので領収書が添付されております。また、隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

本申請について、資材置き場への進入路は申請地北側の河川沿いの町道を予定しておりますが、申請後に調査したところ、申請地と町道の間に県用地（河川敷）があることが判明し、町道から資材置き場へ渡るための占用許可について県土整備事務所と現在協議中でございます。

県土整備事務所の許可が下りる場合は、本申請どおりの計画となりますが、許可が下りない場合は県道西平・小川線から資材置き場へ進入するなどの対応について検討が必要となります。県道から進入する場合、議案第1号の住宅の敷地についても形が変更となることが考えられます。

計画が変更となる恐れがありますが、住宅と資材置き場についてご審議くださいますようお願いいたします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

会議の概要

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5 番笠原委員

議席番号5番 笠原が報告いたします。

12月24日午後1時にパトリアおがわに集合し、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。

議案第1号については、申請番号1番と2番を一括審議ということですので、本申請地について現地の状況をまとめて報告いたします。

住宅予定地の状況は、周囲にブロックを積んで境界がわかるようになっており、敷地内も草を刈り、きれいな状態でした。

駐車場・資材置き場予定地の状況も同じような状況でありました。

現地の状況はきれいに管理された状態ではありますが、事務局の説明にもありましたとおり、資材置き場予定地への進入路については、まだ河川占用許可が下りておらず、もし許可を得られない場合は、県道側から資材置き場への進入路を設け、車両等が通れるルートを確認する必要があります。

そのためには住宅用敷地を狭くし、資材置き場の敷地を県道に接道させるように土地の形を変えなくてはなりません。

そこで調査担当区からの意見として、本申請について今回は、可決や否決の判断を見送り、申請番号1番と2番ともに「継続審議」とし、次回へ持ち越すことを提案いたします。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

それでは、申請番号1番、2番について質疑に入ります。担当地区からは申請番号1番、2番ともに「継続審議」との意見をいただきました。これにつきまして、はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番、2番について、「継続審議」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番、申請番号2番ともに「継続審議」することといたします。この案件は、その後の進捗を踏まえ、次回1月の議案としてもう一度審議いたします。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について「申請人より引き続き農業経営を行っている旨の証明について証明願が提出されたため、証明することの適否を諮る」とのことです。

## 会議の概要

## 事務局

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。この特例の適用は、後継者が農業を続ける（または管理する）ことが条件となります。平成21年度の改正により農業を続ける期間が変更され、調整区域の場合、20年営農で免除されたいものが現在は終身営農が条件となっております。

申請者は改正後に相続されているため、相続発生後3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出することで、相続税猶予の期限を更新していく仕組みです。この提出を怠るとその時点で相続税の支払いが発生します。現在は永年耕作が条件となっておりますので、この仕組みが生涯続くこととなります。

また、平成21年度の改正により、基盤強化法（利用権）による貸付を行っての農地の管理は営農要件として認められることとなっております。

改正後の相続によりこの証明を必要とされる人は、小川町で現在2名です。今回は、そのうち1名の方の証明になります。

以上を踏まえまして、議案書を読み上げます。

（議案第2号について説明）

最後に、調査区は大河地区になります。利用状況の区分についてご審議くださいますようよろしくお願いします。

## 議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

## 5 番笠原委員

議席番号5番の笠原が報告いたします。

12月24日午後1時にパトリアおがわに集合し、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。

現在、対象農地手前の建物は空き家となっておりますが、その裏の河川敷のところに当該農地があります。周りの竹はきれいに伐採され、農作物は作ってありませんが、畑として大体きれいになっております。機械でうなれば、すぐ畑として使えるような状態です。

利用状況の区分は1番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」と判断いたします。

以上です。

## 議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

## 7 番河村委員

すみません。

## 議長

はい。

## 7 番河村委員

7番の河村です。  
ここは耕作はされていないのでしょうか。

## 5 番笠原委員

今はしていませんが、以前はしていた形跡がありました。ただ、すぐにも耕作できる状態です。

## 7 番河村委員

今、農地として使っていないだけでも問題はないのでしょうか。

会議の概要

事務局

はい、事務局です。  
耕作しているか管理していれば大丈夫です。

7 番河村委員

親が亡くなって、息子さんが相続したということですが、息子は農家ではないのでしょうか。

事務局

事務局です。  
この制度は、相続される方が農家であるかは関係ありません。ちなみに今回の相続人は、小川町内に他にも農地を所有しております。

この方は相続により、小川町内で2400㎡程度の農地を所有しておりますが、相続税猶予の対象となる農地は、ご自分で「この農地を相続税猶予の対象にしてください」と申請することになっており、他の土地については今回の対象外となっております。

以上です。

7 番河村委員

では、他の農地は相続税を支払っているということでもよろしいですか。

議長

今回は他の農地については関係なく、対象にはなっておりません。  
今回の案件だけが納税猶予の申請をされているということですので、今回はこの農地だけを審議していただきたいと思います。

8 番田下委員

はい。

議長

田下さん、どうぞ。

8 番田下委員

8番の田下です。  
対象地は、市街化区域でしょうか。  
市街化区域内ですと評価額は上がってしまうため、税金が高くなります。この土地について、なぜ納税猶予の申請をしたのか確認をしたいです。

事務局

事務局です。  
対象地については、今回は市街化区域内ですが、なぜ納税猶予の申請をしたのかは、ご本人ではないとわかりませんので、事務局はお答えできません。

議長

他の方はご質問等ございますか。

(挙手なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。  
調査担当より（議案第2号の地番、地目、面積を読み上げる）については1番の「自ら所有し自ら農地等として使用している」と報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

会議の概要

- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして日程4、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について諮る」とのことです。  
それでは、議案書を読み上げます。  
(議案書を朗読)  
こちらの案件について補足説明いたします。  
令和元年度より全国農業会議から毎年12月、または1月の農業委員会総会において、注意喚起の取組を実施するよう要請されています。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、特別職の非常勤職員でありますので、法令に則り適正に農地制度を運用することはもちろんのこと、飲酒運転は絶対にしない、させないなど、日ごろから高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するために申し合わせ決議するものであります。  
具体的な内容については、お配りしているテキスト①農業委員会制度の24ページに記載されていますので各自目を通し、日頃より心に留めておくようお願いいたします。以上です。
- 議長 それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 7番河村委員 すみません。
- 議長 はい、河村委員どうぞ。
- 7番河村委員 これは毎年行うものなのでしょうか。
- 事務局 はい。毎年行うものとなっております。
- 議長 他にはございますか  
(挙手なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。  
(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)

会議の概要

議長

賛成多数ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き法令を遵守し、公平・公正な職務の遂行をお願いいたします。

つづきまして日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番から3番を順に報告)

以上、報告させていただきます。

議長

つづきまして、日程6、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。

事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番を報告)

以上、報告させていただきます。

議長

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和4年度12月第10回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時7分です。